

五百圓までの補償料を出すとかぶともぬいたのだ。戦ったからこころ五百圓もやりたうに突に  
最後迄俺達の足元をウカガツて居るのが會社のやり方なんだ。

全従業員諸君！

だが我々日かゝる會社の回答で満足するものではない、「最低一月位もまのけドウするんが最低  
三ヶ月以上ヨコセ！尚一年未満は一年として計算せよ！」この要求を叩きつけたのだ。今日日又一併  
に職光大會を削いて代表を選ば本社に押しかけるのだ。

全従業員諸君！

我々の公平不満要求は数限りなくうかまいて居る。吾々は全従業員が一致して戦う必要は通  
らぬい事とはつきと知った斗争に斗争を重ねる事に依つてのみ吾々の要求は獲得されるのだ。

全従業員諸君！

猛烈として蹴起せよ！今こそ全従業員が一致して暴発せよ！吾々會社と徹底的に抗争  
しやうばないか。職首絶對反對！退職手當は二十年につき三ヶ月以上ヨコセ！

共同斗争萬歳！

一六二八・六・三

關東電氣勞働組合

勞務第六二一號

昭和三年六月十九日

警視總監官田光雄

寫

内務大臣 望月圭介殿  
社 會 局 長 官 殿  
大阪神奈川愛知静岡千葉新潟福島、  
群馬埼玉栃木山梨各府縣知事殿

關東電氣勞働組合ノ待遇改善要求運動ニ關スル件

要旨

關東電氣勞働組合會分會ニ於テ公本月十五日東京電燈本社ニ對シ解雇示ニ不當  
轉勤反對待遇改善等十七項目ニ亘ル數願書ヲ提出セルヲ翌十六日組合本部ヨリ前記  
待遇改善五十餘項目ニ亘ル數願書ヲ社長宛ニ提出セリ